

鹿児島大学大学院医歯学総合研究科博士課程の学位論文審査手続についての申合せ

平成 29 年 9 月 6 日
教育委員会博士部会

この申合せは、鹿児島大学大学院医歯学総合研究科博士課程の学位論文審査手続について必要な事項（研究開始前計画書、予備審査、論文受理及び「研究の倫理や関連法令等に対する対応確認書」に関する医歯学総合研究科教育委員会博士部会（以下、「博士部会」という。）での審議内容と審査基準）について定めるものとする。

1. 研究開始前計画書の確認

博士部会は、「研究開始前計画書」により研究の目的、計画、方法が科学的見地から妥当であるかどうかを審査する。また、研究計画が倫理上の要請に適切に従っているか否かを審査する。研究方法に応じた倫理関係委員会の承認が必要であることを学生が認識・理解していることの確認を主眼とし、この時点では承認申請準備中でも構わないが、必要に応じて部会としての指導を行うことがある。

※1 変更申請について：「研究開始前計画書」承認後の変更について軽微な変更の場合は、申請不要。研究の方針転換等の場合は、次の段階の審査において、「研究開始前計画書」の写しを添付し報告すること（倫理審査は矛盾なく申請の上承認を得ていること）

※2 申請予定の倫理審査について：研究開始前計画書提出時には、現状の内容を反映し、今後の計画変更の可能性や倫理審査の予定について明記することとし、変更の都度に変更申請することは求めない。

2. 研究進捗状況の確認及び予備審査

(1) 研究進捗状況の確認

博士部会は、提出された「履修状況報告書」及び「研究の倫理や関連法令等に対する対応確認書」により、学生の研究進捗状況の確認を行う。

科学的内容の審査は予備審査委員に委ねる。なお、この時点では各種倫理関係委員会の承認を既に得ておく必要がある。

(2) 予備審査結果報告書の確認

予備審査委員は、「予備審査結果報告書」と「倫理審査に関するチェックシート」及び委員会へ提出した申請書と承認書の写しを博士部会に提出する。（倫理委員会の申請書中において該当するチェック項目について、マーカーなどで示し番号を付記してください。）

博士部会は、「予備審査結果報告書」と「倫理審査に関するチェックシート」の確認を行う。

3. 学位論文審査の申請（論文受理）

博士部会は、「学位論文審査願」、「論文掲載証明書」、「研究の倫理や関連法令等に対する対応確認書」、インターネット公表方法などの学位申請に必要な審査を担当する。

科学的内容の審査は公開審査、審査委員による審査、及び研究科教授会における審査に委ねる。

追加実験の必要性が生じ予備審査時に提出した「研究の倫理や関連法令等に対する対応確認書」に変更の必要性が生じた場合には、この時点までに適切な修正承認を受けておく必要がある。

4. 「研究の倫理や関連法令等に対する対応確認書」に関するチェックリストについて

「研究開始前計画書」の確認、予備審査及び学位論文審査申請（論文受理）においては、各申請の都度チェックすることとし、研究の進捗等によってその間に変更があったとしても博士部会に逐一変更申請することは求めない。ただし、研究方針の転換等の場合においては、変更後の研究内容についての倫理審査を矛盾なく申請の上、承認を得ていることを要する。

論文（研究）内容の細目については、倫理審査に関する確認事項（別表）に従いチェックを行うこととする。